

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

中国（広島）厚生年金 事案 3226

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年10月1日まで

私の夫は、昭和44年7月にB社から同社の関連会社であるA社に転籍の上、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同時期にB社からA社に転籍したと推認できる者のうち、申立人と同職種であったとする複数の同僚は、「申立期間には、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している上、そのうちの一人から提出された給料支払明細書から、当該同僚は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44

年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、上記被保険者名簿によると、A社は、昭和44年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所となっていないことが確認できるものの、商業登記簿謄本により、同社は同年7月17日に法人が設立されていることが確認でき、複数の同僚の供述から判断すると、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において、A社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

私は、A市でB業務を自営する養母との養子縁組により、昭和46年7月に同市に転入すると同時に同居し、養母と一緒に家業に従事した。

国民年金には、A市への転入を契機に、養母が私に代わって20歳到達時の昭和46年*月に遡って加入手続きを行い、国民年金保険料も養母が私の分を養母自身の分と一緒に加入時から未納にすることなく、きちんと納付していた。

しかしながら、A市の私に係る国民年金の記録によると、加入から約1年後の昭和47年6月27日に、当該加入記録が取り消され、46年*月から47年3月までの国民年金保険料を還付したこととなっていることについて年金事務所に申し出たところ、還付したとする期間については記録の回復が認められており、当該期間の直後の期間である申立期間についても、養母が私の保険料も一緒に納めていたはずなので、当該期間の保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の除かれた戸籍の附票及びA市が管理する申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和46年7月に同市に転入後間もなく、20歳到達時である同年*月*日を資格取得日として国民年金に加入の上、申立人に最初の国民年金手帳記号番号(*)が払い出され、同年*月から47年3月までの国民年金保険料は納付されていたものの、資格取得日から約1年経過後の同年6月27日に当該被保険者資格の取消し及び当該保険料の還付処理が行われ、国民年金手帳記号番号払出管理簿には、当該番号は「誤適用」の印が押され、取り消されていることが確認できる。

また、申立人のもう一つの国民年金手帳記号番号（*。以下「新番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出管理簿及びオンライン記録における申立人の番号の前後の被保険者の記録から、昭和50年12月25日頃にA市において新たに払い出され、20歳到達日に遡って国民年金に加入していることが確認でき、当該払出時点において、申立期間のうち48年9月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、新番号に係るA市が管理する国民年金被保険者名簿には、申立期間直後の昭和50年4月以降の検認記録が記載されているものの、資格取得時の46年*月から50年3月までの各月別欄は、国民年金保険料が未納であることを示す空欄となっているとともに、摘要欄に「新規過年度分必要ナシ」と記載されており、当該記載に関する同市の「当時の経緯は不明であるが、加入手続時点において、過年度保険料を納付しないことを示していると考えられる。」との回答から判断すると、国民年金の加入手続時点において、現年度保険料として納付することが可能な期間についてのみ納付し、同時点で過年度保険料となる同年3月までの保険料に係る納付書は、申立人に発行されなかった可能性が高い。

加えて、申立人は、申立期間の直前である昭和46年*月から47年3月までの国民年金保険料については、年金事務所において、記録の回復が認められており、申立期間についても納付していたはずであるとしているところ、当該記録回復済みの期間は、前述の最初に払い出された記号番号に係る国民年金被保険者名簿から、46年8月にまとめて保険料が納付された後、同被保険者名簿に「取消（47.6.27）資格取得前よりC共済あり、47.6.27 還付請求」と記載があるように、納付済みの検認印がある46年*月から47年3月までの保険料*円が還付されたことが分かるものの、当該理由に当たる申立人の年金加入記録が確認できず、申立人の国民年金被保険者資格を取り消す合理的理由が見当たらないことから、納付済期間として記録の訂正が行われたものであるが、同被保険者名簿には、申立期間の保険料が納付されていた記載は無く、申立期間の記録を訂正すべき事情は見当たらない。

その上、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする申立人の養母は、これら一連の手続をはじめとする加入及び保険料納付の状況について、具体的な記憶が無いとしている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（島根）国民年金 事案 1544

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から46年3月まで

私は、20歳になった時に、A市の職員から国民年金保険料を昭和44年4月から納付するように言われたことを記憶しており、46年4月にB市へ転出するまでの44年4月から46年3月までの保険料は、毎月、自治会（C町内会）に納付していたにもかかわらず、申立期間が申請免除の記録になっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は毎月、自治会で納付していたはずであり、当該期間に係る保険料の免除申請手続きを行ったこと、及び免除の承認通知を受け取ったことは無い。」としているところ、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立期間は国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認でき、記載内容に不整合な事項は無く、オンライン記録と一致しており、不自然な点は見当たらない。

また、申立期間に係る免除申請は、制度上、昭和44年10月から45年3月までの期間及び同年4月から46年3月までの期間について、それぞれ申請手続を行うことになるが、申立人の申請が無いまま、二度にわたり申立期間に係る申請免除が認められたとは考え難い上、事務センターは、「現在と同様に申立期間当時も、申請免除となった期間に国民年金保険料を納付した場合、当該保険料は過誤納保険料として還付されることになる。」と回答しており、申立人が主張する納付方法で申請免除期間の国民年金保険料を納付したとすると、当該保険料は過誤納保険料として還付されることになるが、上述の特殊台帳には申立期間に係る還付記録の記載が見当たらないことを踏まえると、申立期間の保険料は納付されていなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を一括して納付した記憶は無いとしており、免除申請後に当該期間の保険料を追納した可能性も考え難い上、A市は、「申立期間当時のC町内会における国民年金に係る取扱いについては、当時のことが分かる資料が無く、当時の担当者等も特定できないので不明である。」としている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3222

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月から同年12月まで

私は、A社B事業所でC職として働いていたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所でC職として働いていたと主張しているところ、オンライン記録、事業所名簿検索システム等から判断すると、申立人が申立期間に働いていたとする事業所は、A社D事業所であると考えられ、申立人の当該事業所における勤務状況等に関する具体的な供述から、申立人は、期間は特定できないものの、当該事業所でC職として働いていたことがうかがえる。

しかしながら、A社D事業所は既に廃止されている上、申立期間当時、当該事業所を運営していたA社は、「申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料は残っておらず、申立人の在籍、勤務状況及び厚生年金保険料控除については全て不明である。」と回答している。

また、A社D事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が記憶する同僚の記録は見当たらない上、当該同僚については、所在が不明であり、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人の主張から判断すると、申立人は、国民勤労報国協力令により国民勤労報国隊員としてA社D事業所で働いていたことがうかがえるが、その際に当該事業所から支給された金員は、同令の趣旨から、給与ではなく手当又は謝金であったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保

険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 29 日から 43 年 8 月 10 日まで
申立期間において、A氏、B氏又は、C氏が所有するいずれかの船舶に乗船していたが、船員保険の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A氏、B氏又は、C氏（船員保険被保険者名簿の記録は、船舶所有者「D」となっている。）が所有するいずれかの船舶に乗船していたと主張している。

しかし、当該船舶所有者は既に死亡している上、申立期間当時、当該船舶所有者が所属していたE組合F支店は、「申立期間当時の船舶、船舶所有者及び申立人に係る資料は保管しておらず、申立人に係る保険料控除等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料の控除の有無について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた5人に電話による聴取を行ったが、申立人に係る証言は得られなかった。

さらに、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿から、昭和42年6月29日に被保険者全員が、船員保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから判断すると、当該事業所は、申立期間において船員保険の適用事業所でなかったことが推認できる。

加えて、船舶所有者Bで申立期間に船員保険に加入していたことが確認でき、連絡先が判明した同僚4人に文書照会を行ったところ、回答があった1人は、「申立人を知らない。」と回答しており、また、船舶所有者Dで申立期間に船員保険の被保険者記録が確認でき、申立人が「いとこ」として氏名を挙げた者へ文書照会及びその妻に電話による聴取を行ったところ、両者とも「申立

人を知らないし、いどこではない。」と回答している。

また、船舶所有者B及び船舶所有者Dの船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、被保険者証の記号番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3224（岡山厚生年金事案 1219 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 1 月 10 日まで
② 昭和 48 年 9 月 20 日から 49 年 4 月 13 日まで
③ 昭和 49 年 5 月 6 日から同年 11 月 26 日まで
④ 昭和 50 年 12 月 1 日から 52 年 7 月 16 日まで

A社、B社及びC社にそれぞれ勤務していた期間の標準報酬月額の記録が、記憶している給与額に比べ低額となっているので記録を訂正してほしいと申立てを行ったが、認められなかった。

今回、新たな証拠は何も無いが、年金記録確認第三者委員会の判断に納得できないので、再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについて、i) 申立人は給与明細書等を所持しておらず、給与支給月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できないこと、ii) 申立人がA社において、厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和 47 年 11 月 1 日）の前後の期間（昭和 47 年 7 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで）に同資格を取得した男性従業員（申立人を除く）32 人の資格取得時における標準報酬月額は、いずれも申立人の標準報酬月額と同額の 7 万 2,000 円であること、iii) 同社は、昭和 51 年 11 月 12 日に解散している上、同社における元代表取締役は、既に死亡しており、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除等に係る証言は得られないこと、iv) 当該期間において、申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらないことなどから、また、申立期間③に係る申立てについて、i) 申立人は給与明細書等を所持しておらず、給与支給月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できないこと、ii) B社は、平成元年 12 月 3 日に解散している上、同社の元事業主の

妻から聴取しても「社会保険関係の資料は無く、申立人に係る申立期間③の保険料控除額等は不明である。」と回答していること、iii) 申立人が同社において、厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和49年5月6日）の前後の期間（昭和49年4月6日から同年8月3日まで）に同資格を取得した男性従業員（申立人を除く）50人の資格取得時における標準報酬月額、申立人の標準報酬月額より低額である一人を除き、いずれも申立人と同額の12万6,000円であるほか、申立人の申立期間③に係る最終の昭和49年10月の標準報酬月額は、当時の標準報酬の最高等級月額に相当する20万円であること、iv) 当該期間において、申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらないことなどから、さらに、申立期間④に係る申立てについて、i) 申立人は給与明細書等を所持しておらず、給与支給月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できないこと、ii) C社は、平成11年3月10日に解散している上、同社の元事業主は居所不明であり、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除等に係る証言は得られないこと、iii) 申立人が同社において、厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和50年12月1日）の前後の期間（昭和50年7月1日から51年5月30日まで）に、同資格を取得した男性従業員（申立人を除く）40人の資格取得時における標準報酬月額をみると、そのうち、15人が5万2,000円、19人が5万6,000円、残りの6人が6万円となっており、申立人の標準報酬月額（5万2,000円）のみが同僚と比べて特に低い額とまではいえないこと、iv) 申立人の標準報酬月額が18万円に改定された昭和51年10月において、上記40人のうち、引き続き同社に在籍していた14人の標準報酬月額は、6万円から28万円の範囲内であり、申立人の標準報酬月額（18万円）のみが特に低い額とまではいえないこと、v) 当該期間において、申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらないことなどから、既に年金記録確認岡山地方第三者委員会（当時。以下「岡山委員会」という。）の決定に基づき、平成23年2月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人から新たな証拠資料の提出は無いものの、今回、申立人の同意を得て同僚照会を行ったところ、申立期間①及び②当時の複数の同僚は、「当時の給与は、「固定給+歩合制」だったので、販売額に応じて毎月の変動が激しかった。現在の年金事務所に記録されている標準報酬月額に比べ、当時は高い給与を受け取っていたと記憶している。」としているものの、厚生年金保険料の控除については、「標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた。」又は、「当時の給与明細書が無いため保険料額は分からない。」と回答している。

また、申立期間③当時の複数の同僚は、「当時の給与は、「固定給+歩合制」だったので、販売額に応じて毎月の変動が激しかった。現在の年金事務所に記録されている標準報酬月額に比べ、当時は高い給与を受け取っていたと記憶し

ているが、当時の給与明細書が無いいため、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたか分からない。」と回答している。

さらに、申立期間④当時の複数の同僚は、「当時の給与は、「固定給＋歩合制」だったので、販売額に応じて毎月の変動が激しかった。現在の年金事務所に記録されている標準報酬月額に比べ、当時は高い給与を受け取っていたと記憶している。」としているものの、厚生年金保険料の控除については、「標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた。」又は、「当時の給与明細書が無いため保険料額は分からない。」と回答している。

このほか、申立期間①から④までについて、岡山委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3225

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで
平成元年 6 月 1 日から 3 年 2 月末日まで A 事業所に勤務し、同年 3 月 1 日から国民年金に加入したが、同年 2 月の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所は、平成 5 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は居所不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立期間において、当該事業所の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者で、連絡先が確認できた 3 人に照会したところ、そのうち 2 人は申立人を覚えているとしているものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について回答が得られない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3227（山口厚生年金事案 1125 及び 1199 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から平成 6 年 2 月 14 日まで

私は、申立期間について、A事業所（事業主は、申立人の義母）に勤務しており、船員保険又は厚生年金保険に加入していたはずなのに、その記録が無いことに納得できないので、これまで2回の申立てを行ったが、記録の訂正を認めてもらえなかった。

今回、新たな資料は無いが、申立期間については、義母が私の船員保険料か厚生年金保険料を掛けてくれていたはずなので、再度、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人から提出された昭和 52 年分、54 年から 57 年までの分及び 60 年分の給与所得の源泉徴収票などから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、i) 申立事業所は、申立期間のうち平成 3 年 1 月 8 日から 5 年 6 月 1 日までの期間において、船員保険の適用事業所であったことを確認できない上、厚生年金保険の適用事業所名簿を見ても、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できないこと、ii) 申立人から提出された前述の源泉徴収票を見ても、社会保険料の金額欄に記載が無いことが確認できる上、申立事業所は既に廃業し、事業主も死亡しており、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていないこと、iii) 申立事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、オンライン記録による

と、申立人は、申立人の夫が船員保険の被保険者であった昭和46年3月1日から平成3年1月8日までの期間及び5年6月1日から6年2月14日までの期間において、申立人の夫の被扶養者と認定されていることが確認できること、iv) オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月1日から平成6年2月14日までは国民年金の被保険者となっており、B市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人が昭和61年4月1日から国民年金の第3号被保険者として記載されていることが確認できること、v) 申立人は、「昭和61年の年金制度の改正に伴い、当時、所持していた青色の年金手帳を私の夫に渡してC市（現在は、B市）役所で手続きしてもらったが、この青色の年金手帳は戻って来なかった。」と主張しているところ、昭和61年以前に交付された年金手帳はオレンジ色であり、申立人が主張する青色の年金手帳が交付されたのは平成9年以降のことであることなどから、既に年金記録確認山口地方第三者委員会（当時。以下「山口委員会」という。）の決定に基づき、23年12月14日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

2回目の申立てについて、申立人は、最初に申立期間に係る年金記録の照会のためにD年金事務所へ行った際に職員が出してきた1枚の紙に記載されていた記録は、当初、自分が所持していた青色の年金手帳に記載されていた船員保険又は厚生年金保険の記録であったとして申立てを行っているが、i) D年金事務所に確認したところ、当該年金事務所は、「申立期間に係る申立人の船員保険及び厚生年金保険の記録は無いので、仮に出したとすれば、申立人の国民年金被保険者名簿か申立期間より前に申立人が勤務していた事業所に係る厚生年金保険被保険者原票だと思われる。なお、当日、申立人に対応した職員は、申立人が名前を挙げている職員ではない。」と回答していること、ii) 申立人も、自身が主張する1枚の紙について直接見て確認したわけではないとしていることから、改めて申立事業所に係る船員保険被保険者名簿、紙台帳検索システム及びオンライン記録などを確認したが、年金事務所による記録の取消し又は不自然な事務処理の事跡は見当たらなかったこと、iii) 申立人に、昭和61年まで所持していたとする年金手帳の色及び船員手帳の所持等について改めて確認しても、「4桁と4桁の番号が記載された青色の手帳だった。私は船員ではなく、船員手帳をもらったことはない。」と回答しているなど、これまでの主張を繰り返すのみであり、申立人の申立期間に係る船員保険又は厚生年金保険の記録が当初にはあったとする申立人の主張を裏付けることができず、当該主張のみでは、山口委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることができないことから、既に山口委員会の決定に基づき、平成25年1月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、これまでの審議結果に納得できず、義母が船員保険料又は厚生年金保険料を掛けてくれていたはずとしているもの

の、新たな資料の提出は無く、申立人の主張は、年金記録の訂正につながる新たな事情とは認められず、このほか、山口委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、「申立期間当時、「E」の記号番号で私の名前が記載された被保険者証を持っていた。」としているところ、当該記号番号は、前述の船舶所有者別被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人の夫が船員保険の被保険者として船舶所有者（申立人の義母）に使用されていた昭和46年3月1日から平成3年1月8日までの期間の被保険者証の記号番号であることが確認できるとともに、申立人は、当該期間において、夫の被扶養者となっていることが確認できる上、D年金事務所は、「船員保険の被保険者には、平成21年12月までは船員本人用の被保険者証と家族用の被扶養者証が分かれて交付されていた。」としていることから、夫に交付された被保険者証と同一記号番号の被扶養者証が申立人にも交付されていたと考えられる。